

会 議 録

1 会議名

平成28年度第4回三郷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域支え合い事業について（公開）

(2) 三郷区の人口動態について（公開）

3 開催日時

平成28年8月25日（木）午後6時57分から午後8時16分まで

4 開催場所

三郷地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：山口典夫（会長）、竹内浩行（副会長）、保坂裕子（副会長）、池内幸雄、伊藤善一、尾崎祐三、加藤与三郎、佐藤 功、二野 浩、保坂真由美、山田宏文、横尾彰平

・高齢者支援課：笹川課長

・共生まちづくり課：岡村副課長

・自治・地域振興課：小林副課長

・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、榎島係長、小林主事

8 発言の内容（要旨）

【小林主事】

・12名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第8条第1項の規定により、議長は山口会長が務めることを報告

【山口会長】

・会議の開会を宣言

・会議録の確認：佐藤委員、山田委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【山口会長】

質疑を求めるがなし。

一次第3議題（1）地域支え合い事業についてー

【山口会長】

次第3議題（1）「地域支え合い事業について」について、市の担当課に説明を求める。

【自治・地域振興課 小林副課長】

事業の具体的な説明は、高齢者支援課と共生まちづくり課が行う。

他の区では、地域支え合い事業を地域の住民組織が受託する動きが進んでいる。

三郷区には、区全体を統括する住民組織がないと聞いている。地区振興会のような組織がある区では、地域支え合い事業を受けるか受けないかを決めるだけでよい。三郷区では、仮に事業を受けるときには組織の立ち上げから始める必要がある。

地域協議会も何らかの形で関与する場面が出てくると思われる。

【高齢者支援課 笹川課長】

当日配布資料No.1により説明。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

当日配布資料No.2により説明。

【山口会長】

質疑を求める。

三郷区の他にこのような動きがある区はあるか。

【高齢者支援課 笹川課長】

来年度以降の受託に向けて動いているのは、高土区と津有区である。ただ、どちらも住民との話し合いがこれからであり、来年からの受託はまだ決まっていないため、参考程度としてほしい。

【山口会長】

二つの区の、今年度の地域支え合い事業の委託先は。

【高齢者支援課 笹川課長】

津有区も高土区も J A。

【山口会長】

社会福祉協議会に委託している区ではどうか。

【高齢者支援課 笹川課長】

まだ具体的にはなっていないが、そういった動きがある区はある。

【山口会長】

まだ具体的になっていないのか。

【高齢者支援課 笹川課長】

意向は持っているがなかなか話が前に進まない。

【二野委員】

住民組織活動基盤整備補助金の交付を受けるには、まちづくり協議会等を立ち上げないといけないということか。

【高齢者支援課 笹川課長】

住民組織が「地域支え合い事業」を受託し、あわせて地域活性化のための事業を展開する、というのが補助金交付の条件。今後、地域の皆さんと、「どういった組織がいいのか」、「どこまでやるのか」を話し合う必要がある。

【二野委員】

補助金は毎年出るか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

1 回限り。

【自治・地域振興課 小林副課長】

「地域支え合い事業」で配置する常勤職員は、「支え合い事業」の業務の他に、住民組織の業務もしてよい。

1 3 区の中には、住民組織はあるが常勤職員がいないところもあったが、今回「地域支え合い事業」を受託するにあたり 1 人を雇い、地域支え合い事業のほか、住民組織の事務もしている。

また、「住民組織活動基盤整備補助金」で購入した車やパソコン等は、「支え合い事業」の他に、祭りや運動会などのまちづくり事業に併用している。

【伊藤委員】

地域支え合い事業にかかる年間経費は。

【高齢者支援課 笹川課長】

住民組織に支払う委託料は、それぞれの住民組織と協議し、開催回数に応じた開催経費、給与と保険等を合わせた約160万円の人件費、それに事務経費を加えた額で、年間300万円前後。

開催経費は、開催回数に応じた実績払いで、実施回数が減れば支払う額も減る。車のガソリン代は、参加者送迎分は委託料に含むが、それ以外の買い物ツアーなどのまちづくり事業で使用する分は住民組織負担。買い物ツアーで参加費を集めることは可能、各団体の判断。

【自治・地域振興課 小林副課長】

伊藤委員の質問は、収支のことを心配しての質問と思われる。収支についてはどうか。

【高齢者支援課 笹川課長】

開催回数次第だが、1年目は概ね赤字にはなっていない。活動内容によっては市からの委託料を充てられないものもあり、赤字になる場合もある。

【自治・地域振興課 小林副課長】

例えば車について初年度は補助金350万円の範囲であれば、車体本体のほか任意保険料も補助できるが、2年目からは住民組織が自己負担しなければならない。

他の区では、利用者から100～200円の参加費を集めており、これが住民組織の収入になる。収支が赤字になるか黒字になるかは、これによるところが大きい。

参加者10人で千円、週3回で3千円、月に4週で1万2千円になり、年間10万～20万円になる。任意保険料は、ここから支払うことができると考えている。

参加者が増えれば、手間も増えるが収入も増える。いかに大勢の方から参加してもらえるかが大切。参加者が少なければ、収支同額か赤字になる。

【山口会長】

350万円の補助金が1年目にしか受けられないとすると、仮に今年度受託し補助を受けて車などをそろえた場合、来年度には利益を出さないといけないということか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

そのとおり。

【山口会長】

350万円を使い切れなかった場合、翌年度はどうなるのか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

350万円が限度なので、例えば290万円しか使わなかった場合でも、その1回限りである。繰り越しはない。

【山口会長】

翌年度新たに350万円は出ないということか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

1団体に1回きりである。

【池内委員】

年間300万円が委託料になるとのことだが、他の区と三郷区では人口が全然違う。どのように調整するか。

【高齢者支援課 笹川課長】

常勤職員の雇用は、面積や人口に関係なく1人。人口が多いため回数を多く実施すると、それに応じて金額が増える。事務経費は、人口に応じて金額を3段階に分けている。

【横尾委員】

購入した車は、「支え合い事業」の他にも利用して稼いでよいか。運送業の免許は取っていないため、運賃を受け取るわけにはいかない。うまく稼ぐ方法はあるか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

各区で工夫しており、ツアー事業への参加費としてお金を集めたりしている。

燃料の実費相当分であればお金を受け取ってよいことは、運輸局に確認している。「白タク」にならないような使い方をしないといけない。

【横尾委員】

「支え合い事業」以外にも、三郷区の事業に利用してよいということか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

ぜひ利用してほしい。

補助金交付にあたり、「地域支え合い事業」のほか地域の活性化に使ってもらうという条件になっている。

【池内委員】

イメージがわからない。300万円の委託費から、常勤職員1人の人件費に年間150～160万円はかかると思う。残り半分で本当に事業ができるのか。

【高齢者支援課 笹川課長】

委託費が300万円前後、常勤1人分が月額約10万円に保険料等で年額約160万円。通いの場にそれほど経費はかからない。会場費は公民館を使用すれば無料。資料代はパソコンとプリンターで印刷すればそれほどかからない。講師謝金は、本格的な運動のための講師をお願いする場合もあるが、常勤職員自ら講師をしたり市職員の保健師に

お願いしたりすれば費用はかからない。

【池内委員】

イメージがわからないのは、1人でそれができるかという点。常勤職員1人のほかにも何人かいないとできないと思う。

【高齢者支援課 笹川課長】

他に、地域の介護の支援員1人分の人件費を委託料で支払う。

あとは、地域の中の各種団体、例えば食生活改善推進員や運動普及推進員などにボランティアで参加いただいている。

【池内委員】

ほとんどボランティアでしてくださいと聞こえる。この取組は、地域のボランティアなのではないか。

【高齢者支援課 笹川課長】

ボランティアの方の参加もあるが、全部が全部ではない。

健康づくりリーダーは、もともと地域に入り健康指導をするのが役割であるため、これに参加することで本来の職務を行う機会を得ていることになる。

なお、無理に参加してもらわない必要もない。

【自治・地域振興課 小林副課長】

ボランティアになる懸念があると思うが、これは介護保険の中の事業である。有資格者が付きっきりで世話しなければならないような要介護度が高い方は、このサロン等を利用できない。基本的には自分である程度できる方が対象である。

牧区では昼食を提供しているが、参加者同士で作ることもあり、そのような工夫で少人数でも事業ができる。基本的にはサロンというみんなが集まって運動や介護の話をするもので、高度なことはしていないため、少人数あるいはボランティアで事業ができる。

【高齢者支援課 笹川課長】

会場準備を、参加者が手分けしてできることをしている。ただお客さんとして来るのではなく、自分の役割を持つことで介護予防につなげている。できる方が、お茶出しをしたり机を出したりと、参加者が自分のできることをしている。

【横尾委員】

申請する場合には、予算書や資金計画を出すのか。

【高齢者支援課 笹川課長】

補助金ではなく委託になるため、委託の見積書を作る。一年間に何回開催できるかな

ど、年間計画を立てたうえで見積書を作る。それにもとづき予算化し、契約後に委託料を支払う。

【横尾委員】

人件費は、最低賃金に基づいて計算するのか。

【高齢者支援課 笹川課長】

雇用主である住民組織が賃金を支払う際には、最低賃金を割らないようにしていただく。市からの委託料は、最低賃金を割らない金額になっている。

【池内委員】

合併前町村の13区はほとんどNPO法人に委託している。それらの団体は他の事業も受託しているか。

【共生まちづくり課 岡村副課長】

コミュニティプラザの管理や敬老会の実施、保育園バスの運行を受託しているところもある。

【池内委員】

ほとんどが別の事業も受託しているNPO法人であり、「地域支え合い事業」のために作ったものではないと思うが、いかがか。

【自治・地域振興課 小林副課長】

そのとおり。

【池内委員】

これぐらいの規模の団体であれば事業ができるが、三郷区はそのような団体が何も無い。「地域支え合い事業」だけで運営できるのか。

【高齢者支援課 笹川課長】

支え合い事業は、あくまで地域で団体を組織化し、地域を活性化するためのきっかけの事業と考えている。この事業をきっかけに、他のことも地域で実施していこうとなることを期待している。

例えば防犯のための見守り活動を行う、買い物に困っている人のために買い物ツアーをする。それにより地域の活性化につながっていく。

そのようなことをする住民組織が合併前上越市にはほとんどないため、まずはその組織を作っていただきたいということがあり、そのきっかけの受託事業と考えている。そこで新しい事業を考え、参加費を集め資金を確保しながら地域を活性化していってもら、というのが趣旨。

今後、地域の皆さんとの話し合いの中で、こういった組織がいいのか、こういったやり方がいいのかを決めていっていただきたいと考えている。

【自治・地域振興課 小林副課長】

平成17年の市町村合併の協定の中に、合併前町村の13区に住民組織を作ることが定められていた。このことから13区にはもともと組織があった。

ただ区によって取り組み方に違いがある。例えば安塚区は活動が盛んで様々な事業を展開している。吉川区は祭りの手伝いと敬老会の実施程度で常勤職員を置いていなかった。しかし地域支え合い事業を受託したことをきっかけに、吉川区でも常勤職員を置くようになった。

なお、組織を作ると強制するつもりはない。メリットがない、大規模なことではできないということなら、作る必要はない。ただ、組織化するというのであれば、ぜひそれを地域振興に役立てていただきたいし、市はサポートをしっかりとしていく。

【竹内副会長】

住民組織の立ち上げのサポートは、どの程度までしてもらえるか。

【自治・地域振興課 小林副課長】

我々も住民組織立ち上げの経験がないため、作り方が分からない。そのため、地域の皆さんと一緒に考えていく必要があるが、その中でお手伝いができると思っている。

地域協議会は審議する機関であるため、地域協議会だけでは作れない。例えば町内会長連絡協議会も連絡協議会であるため、何かを決定する機関ではない。組織の立ち上げの際には、試行錯誤をしなくてはいけないと思っている。どんな支援ができるかという問いに答えはないが、例えば、町内会長連絡協議会に対して、地域協議会と一緒に働きかけをするといったことで協力はできる。

【竹内副会長】

諏訪区と高士区は、集う場所がしっかりしている。しかし三郷区は、地域協議会でも懸案事項として三郷地区公民館のあり方について過去に議論したこともあり、集う場所がある程度きちんとしていないとこういう事業はできない。三郷地区公民館のあり方について、市の考え方や方向性を教えてほしい。

【高齢者支援課 笹川課長】

公民館については、老朽化している施設が多い中で、今後のあり方について担当課が検討を進めているのは承知している。

当課では、来年度も継続するかは分からないが、「地域支え合い事業」で住民組織が使

う施設の修繕等の補助が今年度はあった。それを利用すれば、エアコン新設等の費用は補助できるが、建て直しや新築となると補助できない。こういった事業については厚生労働省でも重点的に取り組む方針であるため、来年以降も補助はあるだろうと思っているが、財源の問題もあるため、確実にあるとは言えない。

【自治・地域振興課 小林副課長】

他の地区においても、公民館との連携に関する質問や、諏訪区などからも老朽化した公民館を何とかしてほしいと意見が出ている。このため先日、高齢者支援課、共生まれづくり課、公民館を所管している社会教育課で意見交換を行った。

「地域支え合い事業」の受託にあたり、人の連携や建物をどうにかして欲しいという意見が出ていることから、地域協議会で公民館の担当職員と話をする機会を作りたいと依頼した。社会教育課では、具体的な改修計画はないが問題意識は持っている。必要に応じて、公民館の担当職員が地域協議会の場で説明や意見を伺う機会を作りたいと思っている。

【二野委員】

私が副会長を務める、町内会長連絡協議会でも公民館が前々から課題となっている。公民館はトイレも使える状況にない。

この事業をするにあたり改築が必要な状況。耐震検査する意味すらないと市から言われたと、前任者から聞いている。それほど老朽化しているため、よろしく願いしたい。

【尾崎委員】

住民組織化は強制しないということだが、もし三郷区が住民組織を立ち上げなかった場合、JAや社会福祉協議会が三郷区のすこやかサロン事業から2025年になると、手を引くことはあるか。

【高齢者支援課 笹川課長】

2025年の段階でどうなるかは分からないが、住民組織化していないからといって地域支え合い事業をやめることにはならない。事業そのものが2025年まで続くかどうかは明言できないが、組織の立ち上げができないことを理由に、2～3年でやめる考えはない。

【山口会長】

他に質疑を求めるがなし。

【山口会長】

次に次第3議題（2）「三郷区の人口動態について」事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料No.1により説明。

【山口会長】

質疑を求めるがなし。

—その他 委員研修について—

【山口会長】

今年度の委員研修について、以下の内容で提案する。

- ・住民組織が地域支え合い事業を受託している、諏訪区の「諏訪の里づくり協議会」の会長から来ていただき、協議会設立や、事業を引き受けることになった経緯について話を聞く
 - ・開催時期は9月下旬～10月上旬、時間は地域協議会の開催時間と同様
- 以上の内容で委員研修を実施することとし、詳細は正副会長に一任とすることを諮り、委員全員の了承を得る。

—次第4 事務連絡—

【山口会長】

事務局に事務連絡を求める。

【佐藤センター長】

- ・次回の予定：委員研修会、第5回地域協議会ともに、日程等詳細は後日連絡
- ・作成希望者に名刺を配布、地域協議会委員の立場で使う時のみの使用とする

【山口会長】

質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 0 2 5 - 5 2 2 - 8 8 3 1

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 0 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。